

新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画

趣旨

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症の発生時において、一般廃棄物処理業務（収集・運搬）を継続して行い、公衆衛生の安全と清潔な生活環境を維持するためにこの事業継続計画を策定する。

フェーズ0（未発生期）

市町の役割： マスク、防護メガネ、手袋、消毒液等の備蓄を行う。

組合員の役割： マスク、防護メガネ、手袋、消毒液等の備蓄を行う。

フェーズ1（発生想定期：県外で発生した場合）

市町の役割： 一搬廃棄物処理業者に発生状況等について情報提供すると共に、感染防止策について周知を行う。

組合員の役割： 発生が想定される時期においては、出勤時、始業時、終業時、帰宅時等に風邪の症状がないか確認するとともに、体温を測定し、37.5度以上の発熱がないか数値で確認する。県外で新型感染症等が発生した場合において、保健所などに相談センター等が設置された場合は、異常が見られても、すぐに病院に行くことは避け、保健所などに設置された相談センター等に相談する。

(新型コロナウイルスの場合
	発熱・帰国・接触者相談センター（中部）
	電話 23-3135、23-3136
	FAX 23-4803

フェーズ2（発生初期：県内の住民に感染者が発生した場合）

市町及び鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「清掃組合」という。）は、それぞれが事業継続のための対策本部を設置し、連絡を取り合える体制を整備する。

市町の対策本部は各市町の担当課に設置する。

清掃組合の対策本部長は理事長とし、対策本部は清掃組合事務局に置く。

対策本部は、国からの情報やマスコミ等の報道に注意し、各対策本部で情報を共有する。

組合員の役割： 従業員へ手洗い・うがい・車両機器の消毒を徹底させ、プライベート含め不要不急の外出や不特定多数が集まるイベントへの参加等を避けるよう呼びかける。

社内感染を防ぐため、出勤、退社時に個別で入室してタイムカードを押すなど、またSNSでの指示や連絡を交わし、可能な限り社員同士の接触を避けるようにする。

フェーズ3（発生期：県中部地域の住民に感染者が発生した場合）

各対策本部は、発生地区等の情報を共有し、各市町及び組合員に連絡する。

市町の役割： 住民に対し「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った廃棄物処理を防災行政無線等で周知する。

具体的には、一般家庭から感染者や濃厚接触者の呼吸器系分泌物が付着したマスクやティッシュ等が一般廃棄物として排出されることが見込まれることから、いつも以上に厳重に封をして排出するとかネコ、タヌキ、カラス等に荒らされてごみが散乱しないようにしてもらうなどの対策をとってもらうよう呼びかける。（基本的には、通常のインフルエンザの発生に伴い家庭から排出される廃棄物と同様の方法で適正に処理されれば新たな感染はないと考えられている。）

組合員の役割：全ての廃棄物が感染者や濃厚接触者が排出した廃棄物と想定し、マスク、ゴーグル、手袋等个人防护具を使用したり、収集場所への移動の際、自動車の窓を少し開けて車内の空気を車外に排出したり、帰社時の手洗いを徹底するなど感染防止策を行う。

両方の役割：対策本部は、組合員（委託業者）が感染した場合に備え、市町及び組合員を招集し、市町それぞれの委託業者で賄えるか、現委託業者以外の組合員に派遣の要請をするかなど、人材や車両の派遣のあり方についての協議や収集場所等についての打合せを行い、事業の継続体制を整える。

フェーズ4（委託業者内感染者発生：組合の従業員やその近親者に感染者が発生した場合）

感染した組合員の役割： 対策本部に従業員の近親者に感染者が発生した旨を連絡する。

対策本部の役割： 組合員又は、その近親者に感染者が発生した旨を各対策本部に連絡する。

市町の役割： 市町の対策本部から第一報を受ける。関係する委託業者と今後の業務継続について対応を協議する。

具体的には、感染者と濃厚接触者を自宅待機とする感染防止策をとるよう事業者働きかけるとともに、感染者等の自宅待機により欠けた人員に対応するため、びん、かん、不燃ごみ、小型家電、粗大ごみ等可燃ごみ以外の腐敗しない廃棄物の収集を中止するなど業務を最低限に抑えてでも事業の継続をめざす。

場合によっては、市町内の委託業者へ人材派遣の要請を行う。

組合員の役割： 人材や車両の派遣要請に備え、配車等の計画を立てておく。

フェーズ5（継続不能：事業継続が困難になった場合）

市町の役割：感染者が発生していない市町内の委託業者に人材又は、車両派遣の要請をする。

感染者が発生していない市町内の委託業者だけのごみ回収が困難な場合は、対策本部を通じて市町外の組合員に派遣要請を行い、関係市町と対策本部は派遣する組合員の調整を行う。

通常収集している委託業者が活動できないことにより他の事業者が収集するため、収集に遅延や取り忘れが発生したり、収集方法が異なったりする場合があることなどを住民に周知する。

組合員の役割：派遣された組合員は、関係市町又は、感染者が発生した委託業者の事業主等と連絡を取り合い確実なごみ回収業務を行う。

以上の事業継続計画に基づいて倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び鳥取県中部清掃事業協同組合は実行するものとする。

なお、この事業継続計画に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度倉吉市、

三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び鳥取県中部清掃事業協同組合が協議して定めるものとする。

令和2年4月20日 作成